

【入学志願者の皆さんへ】「こども性暴力防止法」の施行に伴う留意点について

学校や保育所等に在籍する児童生徒等の安全と権利を守るため、令和6年6月に「こども性暴力防止法」が制定され、令和8年12月25日に施行される予定です。

この法律により、教育・保育等に携わる者について、特定性犯罪前科の有無を確認する制度（犯罪事実確認）が導入されます。

これに伴い、以下のとおり資格取得に影響が生じます。出願前にご確認ください。

「こども性暴力防止法」に係る資格取得への影響についてのお知らせ

【参考】制度の詳細については、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

—————※別ウィンドウで表示—————

「こども性暴力防止法」に係る資格取得への影響についてのお知らせ

① 対象となる学科・資格等

教育・心理学科：教員免許、保育士資格

看護学科：教員免許

健康栄養学科：教員免許

② 実習前の犯罪事実確認について

法の施行後、実習を行う前に、特定性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

確認の結果、特定性犯罪前科があると判断された場合には、児童等に接する実習はできないこととなります。

③ 実習が行えない場合の資格取得への影響について

教育・心理学科：教員免許、保育士資格の取得ができません。

看護学科：教員免許の取得ができません。

健康栄養学科：教員免許の取得ができません。

④ 入学後の対応について

本学では、児童等に接する実習を行う見込みのある学生に対し、法の趣旨を理解していただくため、

同意書（犯罪事実確認に関する同意）および

誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）

を提出していただく予定です。

これらの書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

本学への入学および資格取得を希望される方は、上記内容を十分にご理解の上、出願をご検討ください。